

令和5年7月27日開会

第755回むつ市教育委員会

議案等関係書類



## < 目 次 >

### < 事務局からの報告事項 >

- 議案第 1 号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更(一時捕獲)  
等許可申請に対する許可について (生涯学習課)
- 報告第 1 号 むつ市議会第 2 5 6 回定例会報告 (総務課)
- 報告第 2 号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更 (捕獲)  
許可申請について (生涯学習課)
- 報告第 3 号 令和 6 年度使用教科用図書採択について (学校教育課)
- 報告第 4 号 臨時代理した事項の報告について (大畑公民館)

### < その他 >



## 議案第 1 号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等許可申請に対する許可について、次のように許可したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 1 6 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 7 月 2 7 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

### 提案理由

令和 5 年 7 月 6 日付けで、むつ市長から申請のあった、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（一時捕獲）等について、市内に生息するニホンザルの群れ 3 3 群に対し、各群 2 頭ずつの計 6 6 頭に発信器を装着し、追跡調査を行い、遊動域を含む生息状況等を把握し、農作物被害及び人的被害・人家侵入等を防止することを目的に実施するためのものである。

指令第 号

むつ市中央一丁目8番1号

むつ市長 山本知也 様

令和5年7月6日付け、む農林第150号で申請のあった天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（一時捕獲）等を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定により、下記の条件を付して許可します。

令和 年 月 日

むつ市教育委員会

教育長 阿部謙一

記

1. 麻酔銃の使用に関しては、危険防止に努めるとともに、麻酔薬の過剰投与を行わないこと。また、発信器の装着に係る一時捕獲は、極力短時間とすること。
2. 捕獲個体の記録を行うこと。

以上

むつ市議会第256回定例会報告

会期：6月7日（水）～6月30日（金）

1. 一般質問 6月16日（金）～6月20日（火）

**質問者 14番 濱田 栄子 議員**

質問事項：2. 魅力ある街づくりについて

(1) 歴史、文化、芸術の発信について

質問の要点：①以前にも質問したが、展示資料館建設は現状どうなっているのか  
②地元の芸術家を全国に発信していくことが大事

**【答弁概略】**

インターネット上での発信につきましては、現在、むつ市文化財収蔵庫収蔵物のデータベース化の作業を進めており、文化財の公開の在り方等について研究しているほか、今年度中に他地域の施設の視察も予定しております。

引き続き、歴史、文化、芸術の発信について調査研究してまいります。

**質問者 15番 佐藤 広政 議員**

質問事項：1. 子育て行政について

(2) 「多様な子ども達のニーズに対応できる包括的な居場所づくりと支援の充実」について伺う

質問の要点：①「多様な子ども達のニーズに対応できる包括的な居場所づくりと支援の充実」について所感を伺う（再質問のみ）

**【答弁概略】**

（再質問）今現在での「多様な子ども達」への対応はどのようになっているのか  
各学校では、児童生徒の実態に応じた適切な支援を行うために、教育相談体制の充実を図っており、登校が困難な状況にある児童生徒に対しては、タブレット端末を活用した家庭での学習支援やメール・掲示板等を使った双方向のやり取りや学校と家庭を接続したオンライン学習の実施など、学校と児童生徒をつなぐ取組を行っております。

また、教育委員会においても教育相談室の開設のほか、全ての児童生徒が容易に学習サイトに接続できるホームページを開設いたしました。

今後も学校と連携しながら、児童生徒一人一人寄り添った取組を推進したいと考えております。

(再質問) 市内一カ所に「居場所」をつくるのか、また、小さなコミュニティを作っていくのか、またフリースクールを作ろうとしているのか

各学校ではこれまでも多様な児童生徒のために、個に応じた丁寧な対応を行ってきており、今後もその取組を継続していけるよう教育委員会としても最大限学校を支援するとともに、スクールカウンセラーや学校、家庭、関係機関等が連携して活動できるよう、連絡・仲介・調整の役割を担うスクールソーシャルワーカーとの連携を積極的に進め、多面的に支援していきたいと考えております。

**質問者 12番 住吉年広 議員**

質問事項：2. 交通事故防止安全対策について

(1) 自転車利用者の安全対策について

② 小中学校での安全教育の徹底やルール・マナーの意識啓発の取組は。今後、小中学校にヘルメットを配付する考えはあるか。

質問の要点：①小中学校で取り組んでいる安全教育の具体と保護者への啓発について

**【答弁概略】**

①小中学校で取り組んでいる安全教育の具体と保護者への啓発について

自転車の事故防止については、各校とも安全集会や交通安全教室を開催しているほか、保護者に対しては、自転車の整備点検を呼びかけるなどしております。

さらに、努力義務となった自転車乗車中のヘルメットの着用については、各学校の指導部だより等の配付のほか、教員または警察など外部機関と連携した指導を行い、啓発に努めております。

また、教育委員会といたしましても引き続き指導を継続してまいります。

(再質問) 小学校から中学校になると改めてヘルメットを購入しなければならず、経済的な負担も生じていることについて、教育長の見解をお伺いする

中学校では、保護者の経済的な負担を考慮して校章入りヘルメットを安価で提供しているほか、小学校で使用していたヘルメットについては中学校でも継続使用できるよう対応するなど、子どもたちの安全確保を最優先に取り組んでおります。

**質問者 2番 工藤祥子 議員**

質問事項：1. 学校給食について

(1) (仮称)むつ市防災食育センター建設事業の進捗状況について

(2) 学校給食の地産地消と配送計画について

(3) 学校給食の無償化を早期に実現すべき

質問の要点：①計画どおり進捗しているか

②現在の地産地消と食育センター建設後の地産地消と配送計画について

③無償化を早期に実現すべき



## 【答弁概略】

### ①計画どおり進捗しているか

同センターは、令和7年4月からの供用開始に向け、令和4年度までに実施設計を完了し、今年度から来年度にかけ、本体工事を施工いたします。現在の進捗状況といたしまして、去る5月8日、入札に係る公告を行なったところであります。

### ②現在の地産地消と食育センター建設後の地産地消と配送計画について

青森県が実施した令和4年度学校給食における地元食材の使用状況調査では、本市の給食食材の使用割合は、地元産が10.0%、約40.8トン、県内産が50.0%、約203.9トン、国内産が21.0%、約85.6トン、輸入品等が19.0%、約77.3トンであり、そのうち地元産の米の使用割合は99.7%となっております。地元食材を給食で使用することは、生産地と消費地が近いことから、新鮮で旬な素材本来の味を味わうことができるのと同時に、地元を理解し、地元の恵み、自然に感謝する心を育む良い機会になることと認識しておりますことから、市内食材納入業者に地元産の食材の納入依頼を行っております。

また、新センター建設後もこれまでと同様に、地元産の食材の積極的な利用を図るとともに、栄養職員の創意工夫や生産者や経済団体等の御協力をいただきながら、食育を推進し、地産地消につなげてまいります。

次に、新センター建設後の配送計画についてであります。学校給食衛生管理基準に基づき、調理後2時間以内の喫食を遵守できる体制を構築するために必要な配送車両を用意するとともに、外気温の影響を受けにくい、保温・保冷能力の高い食缶を導入するなどしながら、出来たてのように適温で、美味しく安全な給食の提供に努めてまいります。

### ③無償化を早期に実現すべき

学校給食の実施に当たっては、学校給食法の中で、「必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する人件費及び施設設備の修繕費を設置者の負担とする」「その他学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とする」と定められており、法に基づいた経費負担により学校給食の運営を行っております。これらの保護者に御負担いただいている経費や学校給食費は、食材に要する経費であり、子どもたちが給食により摂取する食糧そのものの実費となっております。

学校給食の無償化を行うには、安定的な財源確保が必要となりますことから、今後検討を重ねてまいります。

### (再質問) 市長のマニフェストにある給食費無償化について市長のご意見を伺いたい

給食費無償化につきましては、今後、既存事務事業の見直しも含め、市全体での事業の優先度及び財源の確保について検討会を立ち上げるなどしながら判断してまいりたいと考えております。

**質問者 6番 佐賀英生議員**

質問事項：1. 災害対策について

(3) 児童生徒の防災訓練・災害対策について

質問の要点：①市内の小中学校ではどのような防災訓練が行われているのか

質問事項：2. 大畑中学校について

(1) 結露対策について

(2) 今後の改修予定について

質問の要点：①大畑中学校の南校舎の結露について

②大畑中学校の改修予定はあるのか

**【答弁概略】**

1. 災害対策について

①市内の小中学校ではどのような防災訓練が行われているのか

「安全・防災教育の推進」については、むつ市教育大綱及びむつ市学校教育プランに掲載され、子どもたちが自らの身を守る行動ができるよう、全ての小中学校において防災訓練を実施しております。具体的には、地震や火災を想定した避難訓練に加え、津波や土砂災害を想定した垂直避難や高台への避難、原子力災害を想定した訓練など、各学校の実態に応じて工夫しながら実施しております。また、訓練では状況の判断や避難の仕方を学ぶことで、自分で考え、行動できる力を身に付けることも重視しております。さらに、各学校に配付している「学校危機管理マニュアル」を見直すなど、教育委員会といたしましても、防災意識の向上を目指した取組を継続しております。

(再質問) 大畑小学校及び正津川小学校の防災訓練はどのような内容で行われているか

大畑小学校及び正津川小学校では、地震の後の津波を想定した訓練として、高台への二次避難を実施しています。また、大畑小学校では、土砂災害を想定した訓練も実施しており、校舎南側から離れた校舎北側及び大畑公民館への避難訓練を実施しております。

(再質問) 実際に避難にかかる時間について

大畑小学校及び正津川小学校における、津波到達予想時間はそれぞれ約32分、約35分ですが、大畑小学校の高台への訓練で要した時間は約17分、正津川小学校は約25分となっております。

(再質問) 正津川小学校が避難する方向にあるため池（水木沢溜池）の決壊の可能性についてはどう考えているのか

「むつ市ため池ハザードマップ」では、水木沢溜池が決壊した場合には5分以内に氾濫水が国道279号大畑バイパス沿いまで到達し、15分を過ぎると大畑バイパスを越え、30分過ぎには正津川小学校校舎が30センチメートル未満の浸水となる想定となっておりますことから、大地震による津波に加え、大雨や溜池の決壊

などを複合的に考慮すると、正津川小学校からの避難に危険な面があることから、避難経路等を検討しなければならないものと考えております。

## 2. 大畑中学校について

### ①大畑中学校の南校舎の結露について

大畑中学校の南校舎においては、すぐ裏手が雑木林となっていることから、1日をとおして日陰となり、特に日当たりの悪い1階部分において、湿度の影響から床が結露する傾向にあります。令和4年度以降、南校舎の1階は、生徒数の減少から普通教室としては使用せず、普通教室がある2、3階では特に安全・安心な教育活動が行えるよう、令和4年度に屋上防水改修工事を施工しており、教育環境の確保・改善に努めてきたところであります。

今後も引き続き学校環境を注視し、雑木の枝伐採により日照を確保し、業務用扇風機の送風による除湿作業を行うなどの結露対策を講じながら、安全で安心かつ衛生面に配慮した学校管理に努めてまいります。

### ②大畑中学校の改修予定はあるのか

大畑中学校は令和4年度において屋上防水改修工事を実施したところであり、今後は、各校の施設状況から大規模改修工事の優先度を見極めたうえで進めていくこととしております。一方で、小規模な改修及び修繕につきましては、施設状況や学校現場の声にしっかりと耳を傾け、適宜実施してまいります。

### (再質問) 大畑中学校の通路舗装について

通路舗装につきましては、生徒の通学に支障のないよう部分的な改修を行ってまいりましたが、今後も引き続きスムーズに通行できるよう改修に努めてまいります。

## 質問者 5番 野中貴健 議員

質問事項：2. むつ市地域文化・スポーツクラブについて

- (1) 部活動のクラブ化について市長の所感を伺う
- (2) 4月の体験期間を通じて見えてきた課題は
- (3) ICカードの役割とその情報管理について
- (4) 今後の地域移行のスケジュールについて

質問の要点：①宮下前市長と同じ思いで事業を進めるのか

- ②体験期間の中で起きた課題等はクリアされているのかを伺う
- ③ICカードをもつことでプライベートまで管理されているような感じがして不安であるため、カードの情報管理や情報利用について伺う
- ④次年度以降の運動系部活動の地域移行はどのように進められるかについて伺う

## 【答弁概略】

①宮下前市長と同じ思いで事業を進めるのか

昨年、国が提言した部活動改革に対し、市では生徒に選択肢と充実した活動を保

障するために、他地域に先行して今年度から一部の部活動を地域クラブに移行いたしました。

今後の生徒数の減少等を考慮した場合、学校単位から地域単位への移行が不可避であり、生徒の活動を守り、成長の機会を保障するためには、もはや一刻の猶予もないと考えており、生徒のことを第一に、学校、行政、地域が一丸となって部活動の地域移行に取り組んでまいります。

## ②体験期間の中で起きた課題等はクリアされているのかを伺う

指導者各位の専門的で熱意のある指導により、大きな問題もなく体験期間を終了しているとともに、川内・大畑地区の生徒からの、下北文化会館で行う文化クラブに参加するためのバス利用に係る要望に対しましても対応したところであります。

また、6月8日現在で、209名の生徒がクラブ活動に参加しており、生徒からは、「他校の生徒と友達になったり一緒に活動ができることが嬉しい」「学校部活動では体験できなかった新しいジャンルにチャレンジできて楽しい」といった感想が寄せられております。

### （再質問）マネージャー各クラブに配置出来ているか

現在5名のマネージャーが在籍し、複数のクラブを担当しております。現在も追加募集中ではありますが、職員が補助しながら運営しております。

### （再質問）マネージャーからの情報や要望を市では把握及び反映できているか

活動内容等は翌朝に共有し、指導者の要望や事故等を課内で確認しながらより良い体制づくりに努めております。

### （再質問）川内・脇野沢地区と大畑地区の総合文化クラブには何人の生徒が利用しているか

川内・脇野沢総合文化クラブには3名、大畑総合文化クラブには1名在籍しております。

## ③ICカードをもつことでプライベートまで管理されているような感じがして不安であるため、カードの情報管理や情報利用について伺う

生徒に配付しているICカードにはGPS機能はなく、また、個人を追跡できるものではありません。生徒の活動場所への入退館時やバス乗降時に、専用のカードリーダーにかざすことにより、保護者にメール通知されます。

情報管理につきましては、地域クラブ企画推進課において活動場所への入退館時刻及びバスの乗降時刻を適切に把握しております。

## ④次年度以降の運動系部活動の地域移行はどのように進められるかについて伺う

中体連の参加基準の概要が決定するのが、例年で来年の1月から2月であることから、現時点において来年度から移行する競技につきましては未定であります。

今後学校及び保護者に丁寧に説明を行いながら、参加資格等により子どもたちにとって不利益にならないことを第一に、活動場所や指導者確保等に努めながら、

引き続き移行に係る検討を進めてまいります。

**(再質問) 指導者やライセンスについての詳細があれば伺いたい**

令和5年度以降で中体連に参加する競技でクラブ化した場合、現時点においてライセンスが必要となるのは、軟式野球、バレーボール、卓球、バドミントンであります。また、サッカー及び柔道につきましても必要であります。両競技につきましては、既にライセンス所持者が指導しております。

**(再質問) ライセンスの取得に関するカリキュラムや指針はあるのか**

「むつ☆かつ」における指導者の要件といたしましては、「むつ☆かつ」独自の指導者研修及び普通救急救命講習の受講、また、当該クラブ会員の保護者でない方となります。現在は、既にライセンスを所持されている方に指導していただいておりますものの、ライセンスの取得に関するカリキュラムや指針につきましては、今後の地域移行とあわせて検討してまいりたいと考えております。

**2. 議案審議 6月22日(木)**

**教育委員会関係**

議案第41号 むつ市育英基金の特例に関する条例及びむつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例を廃止する条例  
新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、今後当該条例に基づいた給付又は貸与を行う見込みがなくなったことから廃止するものである。

⇒ **6月30日(金) 原案可決**

議案第65号 工事請負契約について  
(仮称) むつ市防災食育センター建設工事に係る工事請負契約を締結するためのものである。

⇒ **6月30日(金) 原案可決**



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）許可申請について

令和5年6月14日付け、む農水第112号で、現状変更（捕獲）について、むつ市長から文化庁長官宛ての許可申請書が提出されたため、教育委員会の所見を付したうえで進達した。

1 申請内容

- ・第3次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づいた、加害群除去等の捕獲

2 捕獲頭数

- ・14群及びハナレザル 計430頭

加害群除去

Ko2-A群62頭、Ko2-A群40頭、A2-85群22頭、O1-A群25頭、O2-B群43頭、M2-B群76頭

個体数調整

S1-A群23頭、S1-B群39頭、S2群2頭、Os1群23頭、

A2-84A群5頭、A2-84B群2頭、A87-A群31頭、I2-A1群12頭

ハナレザル 25頭

3 捕獲方法

- ・箱わな、麻酔銃

#### 4 期間

- ・令和5年9月1日～令和6年8月31日

#### 5 教育委員会の所見

- ・捕獲計画については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」で承認されており、申請内容は妥当と考えられる。



令和6年度使用教科用図書採択について

1 採択について

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】。

【地教行法第21条】

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

【第6号】

教科書その他の教材の取り扱いに関すること。

※ 上記より、各市町村教育委員会がそれぞれ独自に採択権を持つこととなります。

※ 一方、実際には、採択に係る負担を軽減するため、【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律】により、複数の市町村教育委員会が採択地区協議会を設置し共同して教科書を採択することとされています（下北むつ地区教科用図書採択地区協議会は、管内市町村教育委員会教育長をもって構成されています）。

採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目毎に同一の教科書を採択しなければならないとされています。

採択地区協議会に所属するすべての教育委員会において、教科書採択が教育長に委任されている場合は、採択地区協議会の決定がそのまま全教育委員会の採択となり、採択が確定します。

## 2 下北むつ地区教科用図書採択地区協議会の採択の流れ

※今年度は、来年度から小学校で使用する教科書を採択

- ① 4月18日 ・第1回採択地区協議会（管内教育長）
- ② 6月中旬 ・研究調査  
・選定資料作成
- ③ 6月14日～7月3日又は7月6日  
・教科用図書展示会  
（むつ市立大湊中学校・大間町立大間小学校）  
7月5日 ・各小学校で報告書を作成し、所管教委へ提出
- ④ 7月12日 ・第2回採択地区協議会  
（管内教育長・主査・専門委員・父母委員）  
・主査報告及び採択協議
- ⑤ 7月31日 ・採択結果をむつ市HPにて公開

## 3 今後の教科用図書の採択について

令和6年度 → 令和7年度から使用する中学校教科用図書を採択

## 報告第4号

### 臨時代理した事項の報告について

臨時代理した赤川地区公民館改修工事について、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第2項の規定により、教育委員会会議に報告する。

令和5年7月27日

むつ市教育委員会教育長 阿部 謙 一

### 提案理由

老朽化が進んでいる赤川地区公民館の長寿命化及び災害発生時の避難所機能の強化を図るための改修工事計画を速やかに策定する必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第3条により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第3号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和5年7月21日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

## 1 事業概要

当該施設は、昭和50年に整備されて以降、施設全般において老朽化が進んでいることから、屋根及び外壁の改修のほか、給排水・衛生設備の全面改修により施設の長寿命化及び避難所機能の強化を図るための工事を行うものであります。

なお、当該施設は、地域住民のコミュニティ活動の拠点としてのみならず、令和3年に発生した豪雨災害時において緊急避難所として利用された経緯などを踏まえ、令和4年度に行った集会室の改修工事に続き実施するためのものであります。

### (検討経過)

これまで工事計画の策定のための調査及び工事に係る歳入予算における財源確保のため、設計業務委託を行い工事内容を検討するとともに、補助金や交付金等の財源確保の諸条件を調査してきたところであります。

今般、設計業務委託結果を踏まえ、改修事業に必要な工事計画を策定するものであります。

## 2 対象箇所

屋根・外壁の一部、玄関等

トイレ及び調理室等を改修し合併処理浄化槽を設置する他、関連工事一式

## 3 事業スケジュール

令和5年	4月20日	設計業務委託契約締結
令和5年	5月31日	設計業務委託契約変更契約
令和5年	7月24日	工事契約事務依頼
令和5年	8月中旬	工事入札、契約
令和6年	3月下旬	工事完了予定

## 4 予算

事業費			37,427千円
内訳	設計業務委託料	一式	5,602千円
	工事請負費	一式	31,825千円

財 源 一般財源 37,427千円

※大畑地区公民館改修事業、むつ市大畑赤川地区復旧復興事業を合算。

※財源は、公共施設整備基金からの繰入のほか、緊急防災減災対策事業債を充当する。

## 5 施設概要

当該施設は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条、第29条及び第30条の規程に基づき設置されたもので、地区公民館として運営されている。

## 6 事業予算及び執行状況

### (1) 大畑地区公民館改修事業

事業費			6,851千円
内訳	設計業務委託料	一式	1,646千円
	工事請負費	一式	5,205千円
財 源	一般財源		6,851千円

契約済額(業務委託料) 1,001,000円

### (2) むつ市大畑赤川地区復旧復興事業

事業費			30,576千円
内訳	設計業務委託料	一式	3,956千円
	工事請負費	一式	26,620千円
財 源	一般財源		30,576千円

契約済額(業務委託料) 2,401,300円

※工事内容、工程管理の関係から、合算発注を検討している。



